

船橋市身体障害者福祉作業所太陽利用審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 船橋市身体障害者福祉作業所条例施行規則（平成5年船橋市規則第71号）第4条に規定する通所の手続きに際し、通所の可否について必要な事項を審査させるため、船橋市身体障害者福祉作業所太陽利用審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる基準に基づき審査を行うものとする。

- (1) 主な障害が肢体不自由の者であって身体障害者手帳の総合等級が1級であること
- (2) 前号に掲げる者以外の者であって肢体不自由と併せて重複する身体障害及び知的障害があること
- (3) 感染症を有していないこと
- (4) 医療的ケアを必要としていないこと

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 障害福祉課長
- (2) 身体障害者福祉センター所長
- (3) 身体障害者福祉作業所太陽所長

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、障害福祉課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。
- 4 委員長が欠けたとき、又は委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。

(議事)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決する

ところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉局福祉サービス部障害福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年3月16日から施行する。

(船橋市身体障害者福祉作業所太陽入所審査委員会要綱の廃止)

2 船橋市身体障害者福祉作業所太陽入所審査委員会要綱（平成5年10月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。